

# 兵庫県公安委員会運営規則

〔昭和39年1月31日  
公安委員会規則第1号〕

## （趣旨）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第45条の規定に基づき、兵庫県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （委員会の権限行使）

第2条 委員会は、会議の議決により、その権限を行う。

- 2 委員会は、法第47条第2項の兵庫県警察（以下「警察」という。）の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。
- 3 前項の大綱方針は、法第47条第2項の警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。
- 4 委員会は、法第47条第2項の警察の事務の処理が第2項の大綱方針に適合していないと認めるときは、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。
- 5 委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。

## （定例会議及び臨時会議）

第3条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議は、毎週1回日時を定めて、委員長が招集する。ただし、特別の事情があるときは、開催日時を変更することができる。
- 3 臨時会議は、臨時に必要な場合、委員長が招集する。
- 4 委員又は本部長は、委員長に、臨時会議の招集を要請することができる。

## （会議の定数）

第4条 会議は、委員（委員長を含む。）3人以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員の欠員、病気、海外出張その他やむを得ない特別の事情があるときは、委員（委員長を含む。）2人の出席で開くことができる。

## （議決方法）

第5条 委員長は、会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員（委員長を含む。）の過半数で決する。

## （委員長の代理）

第6条 委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、委員の互選により、選出された当該委員が委員長の職務を代理する。

## （本部長等の出席）

第7条 本部長は、会議に出席するものとする。ただし、委員会から出席を免除されたときは、この限りでない。

- 2 本部長は、委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。

## （緊急の場合の権限行使の特例）

第8条 緊急の必要がある場合において、会議を招集することができないとき、又は会議を招集するも定数に欠け、会議を開くことができないときは、委員長又は委員は、第2条第1項の規定にかかわらず、委員会の権限を行うことができる。この場合においては、委員長又は当該委員は、その措置を次の会議に報告しなければならない。

(本部長への委任)

第9条 委員会は、別に定めるところにより、その権限に属する事務の一部を本部長に委任することができる。

(会議録)

第10条 委員会に、会議録を備え、会議の開催日時、出席者及び会議の概要を記録するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、会議について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 兵庫県公安委員会運営規則(昭和29年兵庫県公安委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則 [ 昭和41年7月22日  
公安委員会規則第9号 ]

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [ 平成13年2月27日  
公安委員会規則第1号 ]

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則 [ 平成13年12月18日  
公安委員会規則第11号抄 ]

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。